

三豊市農業委員会 7 月定例総会議事録

令和 4 年 7 月 2 0 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 7 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 3 0 名(農業委員 2 3 名、農地利用最適化推進委員 7 名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 譲	○	3 番	石井 徳和	○
4 番	笠原 孝弘	○	5 番	奈尾 正敏	○	6 番	近藤 省三	○
7 番	香川 政雄	○	8 番	秋山 正伸	ー	9 番	大橋 正幸	○
1 0 番	糸川 正	○	1 1 番	三宅 幸一	○	1 2 番	前谷 晃年	○
1 3 番	丸岡 祐二	○	1 4 番	安藤 弘	○	1 5 番	長堀 和行	○
1 6 番	藤川 剛	○	1 7 番	菅 充司	○	1 8 番	石原 剛	○
1 9 番	組橋 進	○	2 0 番	河田 進	○	2 1 番	岡崎 和朗	○
2 2 番	宮崎 和代	○	2 3 番	吉田 由紀	○	2 4 番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

13 番	政本 正一	○	17 番	湯口 貞明	○	25 番	獅々堀英明	ー
36 番	石川 雅廣	○	46 番	神原 強	○	54 番	太田 正嗣	○
58 番	眞鍋 正広	○	61 番	安藤 徹雄	○			

2. 署名委員

1 1 番 三宅 幸一
1 6 番 藤川 剛

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局 次長 岡崎 英司
主 任 菅原 雅慶
主 任 大井 要平

5. 書 記

会計年度任用職員 山地 茉理子

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7 号 農地改良に係る届出の件について(報告)
議案第 8 号 非農地証明願いの件について
議案第 9 号 非農地通知の件について
議案第 1 0 号 農用地利用集積計画の件について
議案第 1 1 号 三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会7月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。今日は定例総会ということで大変お忙しい中お集り頂きありがとうございます。また研修会にも沢山の方に出席頂き、農地パトロール等の取り組みにおける心構えができたかと思えます。8月に入りますと農業委員さんがリーダーシップを発揮して頂き、推進委員さんとともに農地パトロールをして地域の現状を再確認して頂ければと思えます。資材等々が高騰している中で、農産物の方はなかなか単価がとれておりません。スーパーでも安い相場で出さないといけない現状のようです。今年よかったのは玉ねぎだけだと聞いております。政府も、資材・肥料等の高騰対策もだしてくるようなことも聞いておりますが、どの程度の対策なのかは未定です。政府から補填をもらいながら農業を続けるのも厳しい状況かと思えます。販売の単価を上げるような政策も合わせてしていただかないと我々が可能な農業を営めない状況になるかと思えます。我々も農地の確認と合わせて、そういったことにも取り組んでいかないといけないかと思えます。今日の議案の案件はそんなに多くはないですが、スムーズに行進できるようにご協力お願い致します。

事務局長 ありがとうございます。ただいまの出席農業委員は23名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、「感染拡大防止対策期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。また本日出席いただいている推進委員さんにおいては提出された意見を述べることは差支えありませんが、裁決には参加できませんのでよろしくお願い致します。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会7月定例総会を開会いたします。最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号11番 三宅 幸一委員さんと、16番 藤川 剛委員のご両名をお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

[議案第1号 番号1号から番号16号を朗読]

以上16件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号16号の16件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。6ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

[議案第2号 番号1号から番号3号を朗読]

以上3件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の3件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。7ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号13号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号の番号1号から番号13号の議案説明をさせていただきます。

[議案第3号 番号1号から番号13号を朗読]

以上13件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

5番 番号1号について説明します。譲渡人と譲受人は親子の関係です。譲受人は専業農家です。申請地は、現地を確認したところ今も耕作されており問題なく、周辺農地への影響もありません。ご審議お願い致します。

- 3 番 番号2について説明します。譲渡人と譲受人は兄弟で、相続した農地を県外在住で高齢になった譲渡人と、無償での譲渡が成立しました。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議お願い致します。
続きまして、番号3号について説明いたします。譲渡人が農地の管理が難しく、譲受人が以前から頼まれて管理しておりました。今回有償での譲渡の話がまとまりました。現地は耕作されており問題ありません。譲受人は農地を全て耕作しており、周辺農地への影響もありません。ご審議お願い致します。
- 9 番 番号5号について説明させていただきます。譲渡人は県外在住で、譲受人は地元で農家をされている方で譲渡のお話がまとまりました。譲受人はきちんと農地の管理ができており問題ありません。ご審議お願い致します。
- 2 番 番号6号について説明します。譲渡人は相続した農地を管理ができておらず、譲受人が遊休農地になっていた農地を管理できるということで話がまとまりました。周辺への問題もありません。ご審議お願い致します。
- 1 3 番 番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。申請地の隣の農地を持つ譲受人が農業規模を拡大したいということで、譲渡人と話がまとまりました。譲受人は農地をきちんと管理されており、周辺農地への影響もありません。ご審議お願い致します。
- 1 4 番 番号8号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。申請地は、現在譲受人が耕作しており、両者が整理したい意向で話がまとまりました。譲受人は法人で管理ができており、申請地は現地を確認したところ農地として綺麗に整地されており、周辺農地への問題ありません。

番号9号ですが、譲渡人と譲受人は他人です。申請地は譲受人の自宅の近くです。譲渡人は県外在住で今は草刈の管理のみしている状況で、買ってほしいという話があり、成立しました。現地を確認したところ、農地として管理されており、周辺農地への影響もありません。ご審議お願い致します。
- 1 6 番 番号10号について説明します。申請地は譲受人の自宅近くです。一部を譲ってほしいと申し出て譲渡人も了解しております。譲受人は専業農家で、他の田も耕作されており問題ないと思います。周辺農地への影響もなく問題ないと思われるので、ご審議お願い致します。
- 2 0 番 番号11号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。申請地は譲受人の自宅に面しているため、譲渡人が高齢のため買ってほしいと話があり、まとまりました。現地を確認したところ問題はあります。ご審議お願い致します。
- 1 番 番号12号について説明します。譲渡人と譲受人は遠い親戚の関係です。申請地は、譲渡人の家の近くであり、譲受人の家の近くでもあり、譲受人の方から譲ってほしいという申し出があり、無償でも譲渡が決まりました。農地の管理もできておりなんの問題もありません。ご審議お願い致します。

- 2 1 番 番号13号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人が高齢で耕作できなくなったため、譲受人に話をして成立しました。譲受人は兼業農家です。周辺農地への影響もなく問題ないと思います。ご審議お願い致します。
- 議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
- 一 同 [なしの声あり]
- 議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定により許可申請の件について」の番号1号から番号13号をお諮りします。ご異議ございませんか。
- 一 同 [異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号13号は、適当と認め許可することと決定いたします。次に進ませていただきます。10ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号2号を朗読]

なお、農地区分につきましては全て第2種農地であります。本件につきましては、営農条件および市街地化の状況から判断すると立地基準と、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する、一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんので、何かご質問はございませんか。
- 一 同 [なしの声あり]
- 議 長 ないようですので議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号2号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
- 一 同 [異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号2号は、適当と認め許可

相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。11ページを開いてください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。なお、番号1号の案件については、議事参与となりますので、関係する委員については退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号の議案説明をさせていただきます。

〔 議案第5号 番号1号を朗読 〕

なお、農地区分につきましては、番号1は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので、第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供する場合」であり、不許可の例外に該当すると判断されます。営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

5番 番号1号について説明します。借人が、花崗土の採取を行い、その後農地として造成したいとのことで話がまとまりました。現地を確認したところ森林のような状況で問題ないと思います。周辺農地への影響もありません。ご審議お願い致します。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号についてお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 〔 異議なしの声あり 〕

議長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号の1件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。ここで関係する委員さんの入室を許可します。(関係委員に)番号1号につきましては、許可相当をもって県に通達することで決定しましたので、お伝え致します。審議を続けます。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号2号から番号14号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」のご説明を申し上げます。

〔 議案第5号 番号2号から番号14号を朗読 〕

農地区分につきましては、番号3は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので、第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、番号3は「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供する場合」であり、不許可の例外に該当すると判断されます。その他は全て第2種農地であります。以上13件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

7番 番号2号について説明致します。位置図と公図をご覧ください。譲渡人はもう農業をされないそうで、今回の申請がありました。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議お願い致します。

3番 番号3号の説明をいたします。位置図と公図をご覧ください。譲受人は分譲住宅の計画をすすめており、こちらは3条案件の番号4号に関連しており、営農型の太陽光発電施設の再申請となっております。今回は、一時転用の再申請となります。現地を確認したところ十分管理をされており周辺農地への影響はありません。ご審議のほどよろしくお願い致します。

9番 番号4号について説明致します。位置図と公図をご覧ください。こちらの農地のまわりは住宅があります。ここ数年は作付けしておらず草が生い茂っている状態で、近所の会社の方が資材置き場にしたいということで有償でもお話が成立しました。草もなくなり、近所の住宅地にも迷惑はかからないような状態です。

番号5号について説明致します。貸人がご自身の会社に貸していて、今回再申請を行うものです。ご審議お願い致します。

10番 番号6号について説明をします。位置図と公図をご覧ください。周囲は住宅地に囲まれており現在は野菜を作付けしています。譲渡人は遠方に住んでおり、農業をやめたいということで譲渡先を探していたところ申請地の近所の譲渡人と話がまとまりました。分譲住宅として進めるそうです、周辺農地への影響もありません。ご審議お願い致します。

11番 番号7号について説明をします。位置図と公図をご覧ください。譲渡人は建設業を営んでおり、申請地に太陽光発電を設置したいそうです。譲渡人は現在栽培ができないような状況が続き、今回譲受人と話がすすみました。周辺への影響もありません。水利組合の了解も得ており問題ありません。ご審議お願い致します。

12番 番号8号について説明をします。譲渡人は以前この土地に住宅と建てる予定で購入されていましたが、家庭の事情で別のところに住宅用地としての土地を探しているそうです。譲受人は設計事務所をされており、こちらで住宅兼事務所を構えるということで申請されました。

番号9号について説明をします。譲渡人と譲受人は他人です。譲受人が事業を拡大するそうで作業場を建てたいということで隣接している申請地を購入することになりました。申請地の横には農道を水路が通っており、基盤整備の際はご協力を頂ける約束をされているようなので問題ないかと思えます。ご審議お願い致します。

14番 番号10号について説明をします。申請人は設計事務所を経営しており、事務所用地を探しており今回の申請となりました。土地は申請人が個人で購入し会社に貸されるそうです。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議お願い致します。

15番 番号11号について説明をします。位置図と公図をご覧ください。分譲住宅の計画です。周辺への影響もなく問題ありません。ご審議お願い致します。

事務局 番号13号について説明をします。位置図と公図をご覧ください。こちらは譲受人が管理業を営む法人で、以前から資材置き場や駐車場に苦勞しており、業務拡大に伴い、この度土地所有者と話がまとまり転用申請になったものです。水利関係の同意も得ており問題ありません。ご審議お願い致します。

18番 番号14号について説明をします。位置図と公図をご覧ください。ここ数年作付けされておらず草刈等の管理のみ行っておりました。付近に太陽光が設置されております。今回譲渡人は今後耕作する見込みもないということで、こちらにも太陽光を設置するということで話がまとまりました。水利組合の方も、周辺への影響もあく問題ありません。ご審議お願い致します。

議長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号2号から番号14号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号2号から番号14号の13件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。16ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号1号につきまして、ご説明申し上げます。

[議案第6号 番号1号を朗読]

なお本件につきましては、転用事業者を変更しようとするので、先ほどの議案第5号番号8と同一の計画ですが、通常第5条申請と併せて、承継を伴う事業計画変更申請の手続きが必要となります。本件につきましては、農地区分第2種農地に該当します。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員さんの説明はございませんので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号1号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号1号の1件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。17ページをお開きください。議案第7号「農地改良に係る届出の件について」を議題といたします。なお、番号1号の案件については、議事参与となりますので、関係する委員については退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「農地改良に係る届出の件について」の番号1号につきまして、ご説明申し上げます。

[議案第7号 番号1号を朗読]

農地改良とは、切土や盛土をするなど形質の変更を行い、優良な農地に改良することです。規模や事業の内容によって届出が必要となっています。本件につきましては、生産性向上のため、良質土を用いた盛土及び切土による整地を行いたい旨の内容となっております。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員さんの説明はございませんので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第6号「農地改良に係る届出の件について」の番号1号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第6号「農地改良に係る届出の件につ

いて」の番号1号の1件については適当と認め届出を受理したいと思います。ここで関係する委員さんの入室を許可します。(関係委員に)番号1号につきましては、届出を受理することと決定しましたのでお伝え致します。審議を続けます。次に進ませていただきます。18ページをお開きください。議案第8号「非農地証明願いの件について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「非農地証明願いの件について」の説明をさせていただきます。

[議案第8号 番号1号を朗読]

非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号1は、「耕作の事業を行う者が、その農地を、自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設(堆肥者舎、畜舎、納屋等)の用に供する場合」該当すると判断されます。よろしくご審議お願い致します。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

10番 番号1号について説明します。位置図と公図をご覧ください。申請地は住宅に囲まれた一角にあります。申請農地は申請人の住宅付近にあり、農業をできるような状態ではなく農業用施設として利用されております。ご審議をお願いします。

議長 担当委員の説明は以上です。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第8号「非農地証明願いの件について」についてご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「非農地証明願いの件について」番号1の1件につきましては、適当と認め非農地証明書を交付することに決定します。それでは次に進ませていただきます。19ページをお開きください。議案第9号「非農地通知の件について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第9号 番号1号から番号6号を朗読]

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

8番 番号1号について説明します。位置図と公図をご覧ください。申請農地は雑木が茂っており山林化している状況です。畑として再生するのは困難

な状況なので、非農地として問題ないかと思えます。ご審議お願い致します。

13番 番号2号について説明します。位置図と公図をご覧ください。申請地は住宅地の裏にあります。現在は進入経路や境界もわからないような状況で農地復帰は困難です。ご審議お願い致します。

20番 番号3号から番号6号について説明します。位置図と公図をご覧下さい。高齢化の為、現在は全て耕作されておらず山林化しています。現地を確認したところ、農地としての復帰は難しい状態です。ご審議お願い致します。

議長 担当委員の説明は以上です。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第9号「非農地通知の件について」についてご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号から番号6号の6件につきましては、対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。それでは次に進ませていただきます。21ページをお開きください。議案第10号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。21ページから39ページまでの農業者相互の貸借権の決定については件数31件、面積6.09ヘクタールでございます。また農地中間管理機構をかえした一括法式による貸借につきましては40ページから50ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は19件であり、面積は5.23ヘクタールとなっております。以上利用権の設定50件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります全てにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満たしております。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問ありませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第10号「農用地利用集積計の件について」はお諮りをいたします。ご異議ございませんか？

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第10号「農用地利用集積計の件について」は50件すべて適当とみとめ決定と致します。
次に進ませていただきます。51ページをお開きください。
議案第11号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案第11号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について」の説明をさせていただきます。

[議案第11号 を朗読]

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第11号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について」について、委嘱することを同意することよろしいでしょうか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第11号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について」は辞任の届出を同意することに決定いたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について(通知)

2. 香川県農地機構の取組み状況について

3. 農用地利用配分計画案について

4. その他

(1) 8月定例総会について

日時 令和4年8月22日(月)午後1時30分

場所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
8月8日(月)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	三野町:前谷晃年	豊中町:藤川 剛
		詫間町:菅 充司	仁尾町:河田 進

(3) 配布物

・農政情報 No.380(令和4年7月号)

閉会【午後3時30分】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____